

# 令和8年第2回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和8年2月25日（水）

開催場所 富士見市立市民総合体育館 多目的室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時45分

議長 職務代理 新井 稔

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	梶 光 宏	出	8番	小 林 薫	出
2番	大曾根 高 男	欠	9番	寺 沢 栄 一	出
3番	星 野 幸 夫	出	10番	新 井 稔	出
4番	横 田 利 一	出	11番	前 田 利 行	欠
5番	大曾根 貴 枝	出	12番	柳 下 稔	出
6番	平 塚 雄 一	出	13番	長 堀 進	出
7番	木 内 義 雄	出	14番	吉 原 正 美	出
出 席 12名			欠 席 2名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
鶴瀬1	小 川 勝 久	出	南畑1	鴻 村 和 男	出
鶴瀬2	加 治 康 秀	出	南畑2	石 井 浩 二	出
水谷1	田 中 弥 一	出	南畑3	市 川 善 雄	出
水谷2	神 山 保 男	出			
出 席 7名			欠 席 0名		

## 説明のため出席した事務局職員

事務局長	横田 孝雄	事務局主査	玉川 健一
事務局主任	麻生 優	事務局主任	岡本 裕史

事務局長は、令和8年第2回富士見市農業委員会総会の開会を宣言する。

---

本日の総会は、農業委員12名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立することを報告する。

---

会長が所用のため、富士見市農業委員会総会会議規則第4条及び第16条第1項の規定により職務代理が議長になり議事を進行する。

---

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、次の者を指名する。

6番	平塚雄一	委員
7番	木内義雄	委員
8番	小林薫	委員

---

日程第2 議事

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明後、農地転用基準に照らし、許可相当として県に進達することを決定する。

○議案番号 1の1

(事務局説明)

「自己用住宅敷地の拡張」の追認案件です。

「追認理由」

- ・本案件は農地転用の許可を得ずに自己用住宅敷地として利用し、違反状態にあった場所の追認です。

事前に埼玉県川越農林振興センターにも本案件の内容を確認しており、申請事情を考慮し、追認もやむを得ないと判断している。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金について、本案件は違反状態の追認であるため支出がないものとなっている。

(担当委員報告)

担当委員欠席につき報告省略。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請7件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし、許可相当として県に進達することを決定する。

○議案番号 2の1

(事務局説明)

「駐車場及び資材置場敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断する。

従いまして、第1種農地ですと、農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請地は集落に接続しているため、例外規定の適用に該当すると判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 2の2

(事務局説明)

本申請地は令和7年7月総会で審議され、農業振興地域整備計画の変更により、令和7年12月に農用地から除外されたもので「駐車場敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、教育施設2施設から500m以内、前面道路に上下水道管が埋設されていることから、第3種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

譲渡人は市外在住のため、現地を訪問し農地が適正に管理されていることを確認した。

○議案番号 2の3

(事務局説明)

「駐車場敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、鉄道の駅及び医療施設から500m以内、前面道路に上下水道管が埋設されていることから、第3種農地と判断する。
- ・改良区には該当していない。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 2の4

(事務局説明)

- ・都市計画法第34条第11号区域内の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

担当委員欠席につき報告省略。

○議案番号 2の5

(事務局説明)

「自己用住宅敷地拡張」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

担当委員欠席につき報告省略。

○議案番号 2の6

(事務局説明)

「農地改良・田畑転換」の一時転用の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地であることから、農用地区域内農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは転用について支障がない旨の意見書が提出されている。
- ・資金について、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 2の7

都市計画法第34条第11号区域内の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは支障ない旨の意見書が提出されている。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

議案第3号 富士見市農業委員会情報セキュリティポリシー基本方針の策定について

○議長は、富士見市農業委員会情報セキュリティポリシー基本方針の策定について議題として上程し、事務局の説明後、全委員に諮り、「承認」とする。

日 程 第 3 報 告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規程第3条の規定に基づく専決処分を行ったことを報告する。

(専決の期間 令和8年1月17日から令和8年2月16日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 0件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4件

日 程 第 4 協議報告事項

1. その他

---

議長は、令和8年第2回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

議長 新井 稔

---

署名委員 平塚 雄一

---

署名委員 木内 義雄

---

署名委員 小林 薫

---